

## ○鹿沼市市営住宅条例施行規則

平成 9 年 3 月 31 日規則第10号

## 改正

平成19年12月19日規則第37号

平成21年 3 月 24 日 規則第 5 号

平成24年12月25日規則第38号

平成26年 3 月 20 日 規則第11号

平成28年 7 月 26 日 規則第31号

平成31年 3 月 15 日 規則第 9 号

令和 2 年 9 月 29 日 規則第24号

令和 3 年 5 月 6 日 規則第25号

令和 4 年 3 月 29 日 規則第19号

令和 6 年 3 月 19 日 規則第10号

## 鹿沼市市営住宅条例施行規則

鹿沼市市営住宅条例施行規則（昭和37年鹿沼市規則第 7 号）の全部を改正する。

## (趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市市営住宅条例（平成 9 年鹿沼市条例第13号。以下「条例」という。）

第75条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (入居の申込み)

第2条 条例第 9 条第 1 項の規定による入居の申込みは、鹿沼市市営住宅入居申込書（様式第 1 号）

による。

2 市長は、申込者に前項の申込書のほか、必要な書類を提出させることができる。

## (住宅の入居許可)

第3条 市長は、入居を決定した者に対し、鹿沼市市営住宅入居許可書（様式第 2 号）を交付する。

## (優先的入居者)

第4条 条例第10条第 4 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のない者で未成年の子を扶養しているもの

(2) 前号に掲げる者のほか、未成年の子を扶養している者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条に規定する中国残留邦人等

(4) 高齢者又は心身障害者

(5) 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずると市長が認める者

(住宅の入居手続)

第5条 条例第13条第1項第1号に規定する市営住宅入居請書は、鹿沼市市営住宅入居請書（様式第3号）とする。

(連帯保証人の変更)

第6条 条例第14条第3項の規定に該当した場合は、直ちに連帯保証人変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定する場合のほか、入居者は、市長が適當と認める家賃債務保証業者と家賃等に関する保証委託契約を締結した場合は、連帯保証人変更承認申請書に当該保証委託契約を締結したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第7条 条例第15条第1項に規定する同居の承認を受けようとする入居者は、鹿沼市市営住宅同居承認申請書（様式第5号の1）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき入居者から鹿沼市市営住宅同居承認申請書が提出されたときは、これを審査し、その結果を鹿沼市市営住宅同居承認決定通知書（様式第5号の2）により入居者に通知するものとする。

3 条例第15条第4項の規定により同居者の異動に関する届出をしようとする者は、鹿沼市市営住宅同居者異動届出書（様式第5号の3）を市長に提出しなければならない。

(入居の承継)

第8条 条例第16条に規定する入居の承継を受けようとする入居者と同居していた者は、鹿沼市市営住宅入居承継申請書（様式第6号の1）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき同居者から鹿沼市市営住宅入居承継申請書が提出されたときは、これを審査し、その結果を鹿沼市市営住宅入居承継決定通知書（様式第6号の2）により入居者に通知するものとする。

(収入に関する申告)

第9条 条例第18条第1項に規定する収入の申告は、収入申告書（様式第7号）により、毎年7月末日までに提出しなければならない。

2 前項の申告書には、所得証明書を添付しなければならない。

(収入、家賃等の認定)

第10条 条例第18条第3項の規定による通知は、収入及び家賃等認定通知書（様式第8号）による。

2 前項の通知書は、条例第31条第1項又は第2項に規定する収入超過者又は高額所得者の認定通知書を兼ねるものとする。

3 前2項の認定通知書に対し意見のある入居者は、収入及び家賃等認定に対する意見申出書（様式第9号）を、それぞれ次に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

(1) 当該認定通知書に係る決定について異議がある場合にあっては、当該認定通知書を受理した日から20日

(2) 同居する親族の異動、入居者又は同居する親族の失業、退職等（以下この号において「異動等」という。）により収入に変動がある場合にあっては、当該異動等があった日から15日

4 市長は、入居者から前項の意見申出書が提出されたときは、これを審査し、その結果を収入及び家賃等認定更正通知書（様式第10号の1）又は収入及び家賃等認定に対する意見の申出却下通知書（様式第10号の2）により入居者に通知するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第11条 条例第19条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、鹿沼市市営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(起居しないときの届出)

第12条 条例第27条の規定による届出は、鹿沼市市営住宅不在届（様式第12号）による。

(承認事項)

第13条 条例第29条ただし書の規定により市長の承認を求めるときは、鹿沼市市営住宅用途併用承認申請書（様式第13号）による。

第14条 条例第30条第1項ただし書の原状回復又は撤去が容易である場合は、建面積が6.6平方メートル未満であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 模様替え（模様替えその他の工作をいう。以下同じ。）は、住宅を損傷しない程度のもので居住上必要やむを得ないと認められるものであること。

(2) 増築は、物置、風呂場その他居住上必要やむを得ないと認められる物を作る場合であること。

2 入居者は、前項各号のいずれかに該当する場合で市営住宅の模様替え又は増築をしようとするときは、鹿沼市市営住宅増改築（模様替え）承認申請書（様式第14号の1）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づき入居者から鹿沼市市営住宅増改築（模様替え）承認申請書が提出されたときは、これを審査し、その結果を鹿沼市市営住宅増改築（模様替え）承認決定通知書（様式第14号の2）により入居者に通知するものとする。

（入居者の返還手続）

第15条 入居者は、条例第44条の規定により市営住宅を明け渡そうとするときは、鹿沼市市営住宅返還届（様式第15号）に鹿沼市市営住宅入居許可書を添えて市長に届け出なければならない。

（使用手続）

第16条 条例第47条第1項の市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面は、鹿沼市市営住宅使用申請書（様式第16号の1）とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、当該申請に対して鹿沼市市営住宅使用決定通知書（様式第16号の2）により通知する。

（駐車場の使用）

第17条 条例第61条第1項の駐車場の使用の申込みは、鹿沼市市営住宅駐車場使用申請書（様式第17号の1）による。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を鹿沼市市営住宅駐車場使用決定通知書（様式第17号の2）により通知する。

（立入検査証）

第18条 条例第69条第3項に規定する証票は、鹿沼市市営住宅監理員証（様式第18号）とする。

（指定管理者への申請書の提出等）

第19条 条例第70条の規定により指定管理者が市営住宅の管理を行っている間は、条例及びこの規則の規定により市長に対してすることとされている申請、届出等は、それぞれ指定管理者を経由してするものとする。

2 市長は、条例第70条の規定により市営住宅の管理を指定管理者に行わせるときは、予算の範囲内において指定管理料を支払うものとする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか市営住宅の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則第6条から第10条までの規定は適用せず、この規則による改正前の鹿沼市市営住宅条例施行規則第6条、第10条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則第8条及び第9条の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、この規則の例によりすることができる。

附 則（平成19年12月19日規則第37号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日規則第38号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月26日規則第31号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鹿沼市市営住宅条例施行規則第18条第1項、第2条の規定による改正後の鹿沼市市営従業員用住宅条例施行規則第16条第1項及び第3条の規定による改正後の鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例施行規則第17条第1項の規定は、それぞれ、この規則の施行の日以後にされる申請、届出等について適用し、同日前にされた申請、届出等については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式であって、この規則の施行の際現に使用しているものは、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成31年3月15日規則第9号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に使用中の改正前の規則に規定のあった様式は、当分の間、所要を修正して使用することができる。

附 則（令和2年9月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月6日規則第25号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第19号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式であって、この規則の施行の際、現に使用しているものは、当分の間、所要を修正して使用することができる。

附 則（令和6年3月19日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（鹿沼市市営住宅条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に使用中の改正前の鹿沼市市営住宅条例施行規則に規定のあった様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号(第2条関係)

鹿沼市市営住宅入居申込書

年　月　日

鹿沼市長　　宛

郵便番号　〒

申込者住所

ふりがな

氏　名

印

電話番号　携帯電話番号

- ・鹿沼市市営住宅条例第9条第1項の規定により、市営住宅への入居を申し込みます。
- ・申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みに関する一切の権利を放棄します。

希望する住宅名(　　)市営住宅 (　　)タイプ

申込者との続き柄 氏	ふりがな 名	生年月日	勤務先又は職業	月収	備考
入居予定の世帯状況	本人				

申込理由

※調査結果

注1 申込者、同居親族又は扶養親族に「所得税法」でいう「老人扶養親族」、「特定扶養親族」、「障害者」、「特別障害者」、「寡婦」又は「ひとり親」に該当する者がいる場合には、備考欄にそれぞれ記入してください。

2 添付書類 ア 住民票の写し イ 所得証明書 ウ 納税証明書(市がその証明をなし得るもの除く。) エ 市税の納付状況の確認に関する同意書

※印の欄は、記入しないでください。

※受付番号

様式第2号（第3条関係）

様式第2号(第3条関係)

鹿沼市市営住宅入居許可書

所在地及び住宅の名称	建築年度	建物の構造	住 宅 方 書	建面積

上記住宅の使用について、下記に掲げる条件を付けて許可する。

年 月 日

鹿沼市長

印

様

記

- 1 入居者は、許可のあった日から10日以内に市営住宅入居請書を提出すること。
- 2 指定された日までに敷金を納付すること。
- 3 連帯保証人は、市内に居住し、入居者と同程度以上の収入のある者であること。ただし、この要件を欠くときは、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- 4 連帯保証人を死亡その他の理由により変更する場合は、連帯保証人変更承認申請書を提出すること。
- 5 住宅の使用開始日は、 年 月 日からとする。
- 6 家賃は、1か月金 円とし、毎月末までに市から発する納入通知書により納付すること(ただし、家賃は、毎年4月に入居者の収入等により変更する。)。
- 7 入居者は、次の費用を負担すること。
  - (1) 電気、ガス、上下水道の使用料
  - (2) 疊の表替え、破損ガラスの取替え、襖の張り替え等の費用
  - (3) 汚物及びじんかいの処理の費用
  - (4) 共同施設の使用に要する費用
- 8 入居者が、自己の責めに帰すべき理由によって住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原形に復し、又はその損害の賠償をすること。
- 9 入居者は、住宅を他の者に転貸し、又は入居の権利を譲渡してはならない。もし、このようなことがあった場合には、住宅の使用を取り消され、その住宅を明け渡さなければならない。
- 10 住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 11 入居者の死亡その他正当な理由により名義を変更するときは、市長の許可を受けること。
- 12 入居者は、入居の際に届けた世帯員以外の者を同居させる場合は、市長の承認を受けること。
- 13 入居者は、住宅を市に返還するときは、5日前までに住宅返還届を提出し、検査を受けなければならない。
- 14 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅を明け渡さなければならない。
  - (1) 偽りその他不正な行為によって入居したとき。
  - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 正当な理由によらないで15日以上使用しないとき。
  - (4) 市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
  - (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 15 その他鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営住宅条例施行規則を厳守すること。

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

鹿沼市市営住宅入居請書

年　月　日

鹿沼市長　　宛

入居者　住所  
氏名　　　印

住所  
連帯保証人　氏名　印  
電話

私(入居者)は、年　月　日付けで次のとおり市営住宅の入居を許可されましたので、市営住宅使用許可書の内容を順守し、入居いたします。

所在地及び住宅名	棟番・室番	住宅番号	家賃	入居開始年月日
鹿沼市 市営住宅	号棟　号室		円	年　月　日

なお、私は次の1及び2、連帯保証人は次の3の事項に異議のないことを承諾します。

1 請書の性格

この請書は、市営住宅使用に関する一切の義務を履行することを誓約するとともに、市営住宅への入居に関する契約を証するためのものである。

2 市営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の支払について

(1) 不正の行為によって入居したとき

入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期限後の利息を付した額の金銭を、請求日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を支払うこと。

(2) 家賃を3か月以上滞納したとき、市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき、正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき、鹿沼市市営住宅条例第15条、第16条及び第25条から第30条までの規定に違反したとき、市営住宅の借上げ期間が満了するとき。

市営住宅の明渡し請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を支払うこと。

3 連帯保証人の責務について

入居者の市営住宅家賃(割増賃料を含む。)の納付義務その他の入居者の義務について、入居時における家賃(　　円)の12か月分に相当する額を限度として、入居者と連帯して履行すること。

※ 条例第13条第3項に規定する家賃債務保証業者と家賃等に関する保証委託契約を締結した入居決定者は、当該保証委託契約を締結したことを証する書面を添付してください。

様式第4号（第6条関係）

様式第4号(第6条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年　月　日

鹿沼市長　　宛

入居者

住 所 鹿沼市

市営住宅 号棟 号室

氏 名

印

次のとおり連帯保証人を変更したいので、承認願います。

	新 連 帯 保 証 人	旧 連 帯 保 証 人
住 所		
氏 名	印	印
電 話 番 号		
入居者との関係		
変更する理由		

なお、連帯保証人は、入居者の市営住宅家賃（割増賃料を含む。）の納付義務その他の入居者の義務について、入居時における家賃（　　円）の12か月分に相当する額を限度として、入居者と連帯して履行することを承諾します。

添付書類 1 印鑑証明書(入居者及び新連帯保証人各1通)

- 2 新連帯保証人の所得証明書
- 3 新連帯保証人の納税証明書（市がその証明をなし得るものを除く。）
- 4 新連帯保証人の市税の納付状況の確認に関する同意書

※ 条例第13条第3項に規定する家賃債務保証業者と家賃等に関する保証委託契約を締結した入居決定者は、当該保証委託契約を締結したことを証する書面を添付してください。

様式第5号の1(第7条関係)

様式第5号の1(第7条関係)

鹿沼市市営住宅同居承認申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

入居者

住 所 鹿沼市

市営住宅 号棟 号室

氏 名 印

次の者について、 年 月 日から同居の承認を得たいので申請します。

住宅の所在地		鹿沼市			市営住宅	号棟	号室
新たに 同居させ ようとする 者	住 所				氏 名	印	
	続き柄		生年月日	年 月 日		電話	
	職 業		勤務先			月 収	円
	理 由						

様式第5号の2（第7条関係）

様式第5号の2(第7条関係)

鹿沼市市営住宅同居承認決定通知書

年　月　日

様

鹿沼市長

印

年　月　日付けで提出された市営住宅同居承認申請について、次のように決定しましたので通知します。

記

- 1 新たに同居しようとする者の氏名
- 2 決定事項  
 承認する。  承認申請を却下する。
- 3 理由

(教示)

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市(代表者は市長)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第5号の3（第7条関係）  
様式第5号の3（第7条関係）

鹿沼市市営住宅同居者異動届出書

年　月　日

鹿沼市長　　宛

住　所  
入居者　　住宅　号棟　号室  
　　　　　　氏　名　　印  
　　　　　　電話番号

私が入居する市営住宅の同居者に、次のとおり異動がありましたので届け出ます。

1 異動があった同居者

氏名		生年月日	年　月　日	手続き	
理由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 転出		異動年月日	年　月　日	

(注) 上記表中の□には、該当するところにレ印を付けてください。

様式第6号の1(第8条関係)

様式第6号の1(第8条関係)

鹿沼市市営住宅入居承継申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所

新名義人

氏 名

印

住 所

連帯保証人

氏 名

印

次のとおり入居を承継したいので承認願います。

住宅の所在地	鹿沼市			市営住宅	号棟	号室
現入居名義人	印	入居承継年月日	年 月 日			
入居を承継する理由						

様式第6号の2（第8条関係）

様式第6号の2(第8条関係)

鹿沼市市営住宅入居承継決定通知書

年　月　日

様

鹿沼市長

印

年　月　日付けで提出された市営住宅入居承継申請について、次のように決定しましたので通知します。

記

1 決定事項

承認する。  承認申請を却下する。

2 理由

(教示)

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。